

論文

---

ロシア民事訴訟における当事者主義と職権主義

伊藤 知義

はじめに

西欧の裁判制度においては、裁判官はスポーツの審判と同じ役割を期待される。ルールに従って、プレーヤーが行った行為を評価して、勝敗を決める。スポーツにおいて正しい勝敗（結果）というものが無いと同様、裁判においても（内容的に）正しい判決というものは原則としてない。裁判官が、「正しい」判決を下すために、当事者の意向に反してその権利義務を認定したり、自ら証拠を収集してそれを根拠に判断を下したりすることは基本的に許されない。これと異なり、既存現存の社会主義諸国の中には、裁判官が中立的な審判としてではなく、実質的な正義の発見者・実現者として機能することを要求される制度があった（ある）とされる。

本稿では、ロシアの民事裁判を舞台として、裁判官に期待される役割が社会主義時代と現在とで変わったのか、変わったとしたらどのように変わったのか、社会主義時代の遺産がなお現在も残っているのか、という課題に対する1つのアプローチとして、現行のロシア民事訴訟法において、当事者主義と職権主義とがそれぞれどのように理解され、運用されているかを具体的な裁判例を材料にして検討したい。検討対象としては、当事者主義を争点とする比較的最近の憲法裁判所および最高裁判所の判決を用いる。

日本では、当事者主義と職権主義は対立する概念として一般に理解され、当事者主義が原則で職権主義は例外とされている。当事者主義は、弁論主義や処分権主義という形で現れ、弁論主義に従って、裁判の基礎となる訴訟資料の収集については基本的に裁判所ではなく当事者が責任を負い、処分権主義に従って、訴訟の提起、請求内容の特定、訴訟の終了等について当事者に基本的な権限が認められている。社会主義時代のロシア（旧ソ連）においては、弁論主義も処分権主義も、社会主義社会（公益）の実現という理念に基づき大幅に制限されていた。証拠の収集は当事者だけが行うのではなく裁判所も職権で証拠を収集し、裁判所は提出された証拠や当事者の主張に制限されることなく真実を明らかにするために審理を進める義務を負い、職権探知主義、職権審理主義が前面に出されていた。当事者に訴えを提起する意思がなくても民事裁判が開始されることもあった。社会主義崩壊後のロシアにおいて、そのような民事訴訟の原則はどのように変化したのか、あるいはどの程度変化していないのか、ソ連時代の民事訴訟の原理が社会主義によってしか説明できないのか、社会主義以前の帝政ロシア期の民事訴訟、あるいは近代法以前の民事訴訟が影響を与えていたのか。そのような問題を考える手がかりとして、現行の民事訴訟にお

る当事者主義と職権主義との大まかな構造を検証することが本稿の目的である。ただし、紙数の関係から、社会主義時代の民事訴訟に関しては、本稿では必要最小限度の比較参照にとどめ、別の機会に詳しく検討したい。

本論に入る前に、本稿で使う訳語について一言述べておきたい。それは、「確定判決」（および「既判力」）という表現に関わる。

日本民事訴訟法115条は、いわゆる既判力の主観的範囲を定めた条文であり、確定判決の既判力の及ぶ者の範囲がこれによって定まる。ロシア法でこの条文に対応するのは、民事訴訟法13条である。同条の見出しは、「裁判の既判力（拘束力）*обязательность*」とされ、その2項で「確定した（効力を生じた*вступившие в законную силу*）<sup>1</sup>判決その他の裁判所の裁判は、全ての国家機関、地方自治体、社会团体、公務員、市民、団体に対し例外なく既判力（拘束力）を有する」と定める。同じく209条に「効力を生じた判決」の効力が定められており、その1項によると、判決は、これに対する上訴等の異議申立てがない場合には、控訴期間または破棄申立期間の経過により効力を生じる。また、判決が確定した後は、当事者その他の裁判に関与する者、その権利承継人は、同一の原因に基づく同一の請求を裁判所に対し再び行うことはできず、その裁判所が確定した事実および法律関係を別の訴えで争うことはできない（同条2項）。さらに、定期金の支払いを被告に命じる判決が効力を生じた後に支払額や支払期間に影響を与える事情の変更が起きた場合には、いずれの当事者も新たな訴えを提起して支払額および支払期間の変更を請求することができる（同条3項）。同法61条2項も、「効力を生じた判決」の認定した事実は後訴裁判所を拘束し、同一当事者が関与する別訴においてこれを再び争うことはできないと定める。同条3項によれば、経済裁判所<sup>2</sup>の「効力を生じた」判決が認定した事実についても、その裁判に関与していた者は（経済裁判所での裁判とは別系統の）民事訴訟においてこれを再び争うことはできないとする。これは、蒸し返しを禁じる規定であり、日本法でいう既判力の客観的範囲に関する規定と重なるように見える。ロシアの民事訴訟においては、主文だけでなく確定判決の認定した事実（判決理由中の判断）についても既判力が及ぶ構造になっているかのようである。同法210条によれば、「効力を生じた判決」に基づいて、執行力も発生する。

これらの効力を日本法と比較してみよう。日本でも、上訴期間が経過すると、判決は確定し（日本民事訴訟法116条1項）、その当否を争うことは許されなくなる。既判力に基づき確定判決を蒸し返すことはできない（同114条）。ただし、定期金賠償を命じた判決は、例外的にその変更を求める訴えを提起できる（同117条）。確定判決は債務名義となって執行力を持つ（民事執行法22条1号）。このような基準に照らしてみると、ロシア法でいう「効力を生じた判決」は、日本法の「確定判決」に該当すると言えそうである<sup>3</sup>。

しかし、当研究会では、ロシアや中国などの旧・現社会主義国の法について「効力を生じた判決」という直訳できる原語に「確定判決」という訳語を当てることには懐疑的な意見が強い。それは、「効力を生じた判決」でもさらに蒸し返しが可能な場合が多く、その意味では、「効力を生じた判決」も「確定」している、あるいは既判力を有するとは言いづらいという理由に基づく。当事者が、「効力を生じた判決」に矛盾する判断や主張を当該判決の効力発生後に行うことが許され、「効

力を生じた判決」で示された判断が後訴裁判所や当事者を拘束しない場合が広く生じる状況に着目した主張である。

ロシア法の場合には、既判力ないし実質的確定力を揺るがすのは、監督審と呼ばれる審級の存在であり（現行の民事訴訟法では、破棄審および再審も同様）、後訴裁判所が前訴裁判所判決の既判力を否定できるわけではない。しかし、「効力を生じた判決」がこれに対する異議申立てによりその効力を否定される場合が多いとしたら、これを「確定判決」と呼ぶのは、日本法での用法からは余りにも離れてしまうのは確かである。日本法においても既判力の例外として再審の申立てが認められているが、ロシアにおいては、この再審とは別に監督審という審級があり、これによって「確定判決」の効力が否定される場合が日本の民事再審とは比べものにならないほど多い。また、欧州人権裁判所からも批判されてきたように、判決の確定性が弱いというロシア法の特徴、というか問題点を重視すれば、ここで敢えて「確定判決」という訳語を用いない方がいいのかもしれない。

しかし、「効力を生じた判決」も蒸し返されやすいのだから、その判決は本来の意味では「効力を生じ」ていないという評価も可能である。「効力を生じ」ない可能性のある判決を「効力を生じた判決」と呼ぶのであれば、確定しない可能性のある判決を確定判決と呼ぶのと実質的には何も変わらない。

ところで、「効力を生じた判決」が持つ「拘束力」の客観的範囲を定めた民事訴訟法61条が定めた効力について、本稿で検討対象とする憲法裁判所2006年2月20日判決は、“преюдициальное значение”と表現している。“преюдициальное”は、ラテン語の“praejudicialis”を語源とするロシア語である。また、“преюдициальное”の名詞形“преюдиция”は、“res judicata”のロシア語訳である。憲法裁判所がこの効力を先行判決の確定力ないし既判力<sup>4</sup>と理解していることはここから明らかである。つまり、ロシア法では、「効力を生じた判決」とは確定力ないし既判力を持つ判決を言うのであり、そのような判決は日本語では確定判決と呼ばれる。

また、日本でいう再審と基本的に同じ機能を持つロシアの再審において、その対象となる判決はロシアでも「確定判決」であり、そのロシア語は、監督審の対象となる確定判決と同じである。再審の対象たる判決を指すロシア語を確定判決と訳すのであれば、同じロシア語を使っている監督審の対象たる判決も確定判決と訳すべきだろう。後者にだけ、「効力を生じた判決」という別の訳語を与えるのは不自然である。

本稿では、日本法とは異なっている要素が少なからずあることを前提としつつも、日本法に存在する近い意味の述語を訳語として用いることとする。

## 1. 当事者主義の理解

### 1) 争う機会を奪われた者

まずは、比較的最近の憲法裁判所判決（2010年4月21日）【裁判例①】<sup>5</sup>の分析から始めよう。事案の概要は以下の通りである。

【第1事件】2007年10月3日の簡易裁判所判決<sup>6</sup>により、離婚と財産分与が行われ、財産の所

有権が原告に移転した。この財産を自己の所有物と考える被告の母親は、第1審訴訟に参加しておらず、控訴をしようとしたが、民事訴訟法320条<sup>7</sup>に基づき、簡易裁判所の審理に参加していないという理由で、控訴が却下された。

【第2事件】2007年12月12日の簡易裁判所判決により、原告の土地所有権が確認された。この土地について、永久利用権<sup>8</sup>を持つと考える会社が、第1審で訴訟告知を受けておらず、控訴をしようとしたが、民事訴訟法320条に基づき、控訴が却下された。

両事件とも、控訴人は、自分の権利義務について審理した訴訟に関与できなかった者が控訴審で異議申立てをできないのは当事者主義などの憲法に違反すると主張。

【第3事件】住宅修理の結果生じた附合部分についての償金支払いを、弁論の場所および日時について裁判所から呼出しも受けないまま裁判で命じられた被告から控訴申立てがあったのに対し、これを受理した裁判所が、これほど重大な手続法違反があったにもかかわらず、控訴審が簡易裁判所裁判官に差戻しすることを認めていない民事訴訟法328条<sup>9</sup>の違憲性を疑い、控訴審裁判を中断して、憲法裁判所に照会した。

【第4事件】交通事故訴訟の被告が第1審で認定された賠償額の減額を求めて控訴した。第1審では、加害車両の運転手は被告とされず、告知もされず、証人として証拠調べがなされただけだったにもかかわらず、その権利義務について判決が下された。控訴審は、訴訟の目的について固有の請求をしていない第三者としてこの運転手に訴訟告知する必要があると考えたが、現行民事訴訟法の規定では、控訴審裁判所が職権で告知することはできない。控訴審裁判所は、簡易裁判所裁判官に差戻しすることができない点で民事訴訟法327条2項<sup>10</sup>と328条が、第1審で告知されずにその権利義務が判断された者について職権による告知を控訴審裁判所に認めていない点で同法43条1項<sup>11</sup>がそれぞれ違憲の疑いがあるとして、憲法裁判所に照会した。

上記4事件は、第1審で訴訟告知を受けなかったのに自己の権利義務について裁判所に判断された者および第1審で当事者となったが審理の日時・場所について呼び出されなかった者は、ともに第1審で争う機会を奪われているという論点が共通であるため、併合審理された。

いずれの事件も、争う機会を与えられなかった者の権利義務が第1審判決によって判断されたのに、控訴審または差戻し第1審で争えないことの違憲性が争点となっている。第3事件を除くこれらの事件に仮に日本法を当てはめてみれば、日本では、訴訟に参加しようとする者も、参加とともに控訴をすることができるので、ここで問題となっているような事案であれば、上記の者は、控訴審で自己の権利を主張することができる。これがロシアではできないわけである。その根拠は、ロシア民事訴訟法42条および43条であり、それぞれの第1項で、第1審判決が言い渡されるまでは、訴訟に参加することができるかと定めている。つまり、第1審判決が言い渡された後に審理がなされる第2審においては、これらの者は訴訟に参加することができない。このような発想は、第2審が事実審であってもそこでの新たな事実の主張を基本的には認めないというロシアの証拠提出制度とも関連するのではないと思われる<sup>12</sup>。

上記4事件に対して、憲法裁判所は審理の対象となった各条項について違憲判断を下した。その理由の概略は、「誰かを訴訟に参加させないままその権利義務について判決を下すことは、憲法46条、47条（裁判を受ける権利）、19条（法の下での平等）、123条2項（当事者主義および当事

者平等)に反する」というものである。

憲法裁判所の判決理由をもう少し詳細に検討してみよう。

判決は、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約、B規約)、欧州人権条約も援用して、裁判を受ける権利、公正な裁判の重要性を強調した上で、次のように述べる。

「勾留中の被告人が破棄審での審理対象となる一見書類の内容を知らされず、自らの意見を陳述する機会を与えられない場合に、自らを参加させて審理をしてほしいとの被告人の申立てを破棄審が退けたケースについて、すでに憲法裁判所は、それを許す限りにおいて刑事訴訟法335条2項の規定は違憲だと判示している(1998年12月10日判決)。このような規定は、法と裁判所の前での平等(19条1項)、当事者主義および当事者平等(123条3項)という憲法上の原則に反するというのが理由である。刑事手続に関するこの解釈は全ての訴訟手続に当てはまる」。従って、本判決が対象とする4事件でも、同じ理由で、憲法違反の状態が生じることになる。

## 2) 控訴審の職権による原審破棄

民事訴訟法364条2項4号は、「第1審裁判所が告知を受けていない者の権利義務について判断したときには、破棄申立事由にかかわらず、破棄裁判所は、これを取り消さなければならない」と定めている。「破棄申立事由にかかわらず」というのは、「上訴人の主張に拘束されずに」と言うことだから、職権での取消しを意味するはずである。同法330条1項で、簡易裁判所判決に対する控訴審においても、この条文が準用されている。刑事事件に関する上記判決と合わせて考えると、裁判所の前で争う機会を奪われた状況で下された判決は取り消されるべきだという立場がその背後にあると言える。第1、第2、第4事件では、第1審で告知を受けていない者の権利義務について判断がなされており、控訴申立事由にかかわらず、控訴審裁判所が職権で原審を取り消すことができるようにも見える。原審を取り消さなかった控訴審判決は、それだけで不適法なものとなり、上記の者が控訴できなくても、特段の不利益を被らないようにも見える。

だが、330条1項は、告知を受けていない者の控訴申立権を認めているわけではない。申立権者が控訴を申し立てて控訴審が開始されれば、控訴審裁判所が職権で原審を取り消すこともあり得る。しかし、第1審の当事者から控訴申立てがなされなければ、控訴審はそもそも開始されず、原審が取り消されることもない。だから、告知を受けていない者にとっては控訴申立てをする必要がある。そのような理由で、本件各事件では、これらの者は控訴審で争うことを望んだ。そして、彼らが控訴審で争えないのは憲法違反だと本判決は判断したのである。

## 3) 既判力と争う機会を奪われたことによる不利益

ところで、控訴審で争えないと、彼らは果たしてどのような不利益を被るのだろうか。第1審判決について誰も控訴せず、判決が確定したとしよう。彼らに対してもこの判決の既判力が及ぶとしたら、その不利益はきわめて重大である。自己の権利義務について裁判で争う機会を与えられないまま、権利を失い、または義務を負う危険性が生じるからである。ロシアの民事訴訟では、既判力の主観的範囲に制限はないのだろうか。

最初に述べたように、確定判決の既判力の及ぶ者の範囲を定めるロシアの規定は、民事訴訟法13条である。同条の見出しは、「裁判の既判力」とされ、その2項で「確定した判決その他の裁判所の裁判は、全ての国家機関、地方自治体、社会団体、公務員、市民、団体に対し例外なく既判力を有する」と定める。これによると、確定判決は全ての者に対して既判力を持つとされ、既判力の主観的範囲について制限がないようにも解釈できる。ロシアの民事判決は全て対世効を持つかのような書き方である。しかし、もちろんそうではない。同条4項がこれを制限している。それによると、既判力を持つ判決が言い渡されても、訴訟に関与しなかった利害関係者の権利および法的利益を当該判決が侵害する場合には、その利害関係者は、訴えを提起する権利を失わない。つまり、ここにいう利害関係者には既判力は及ばないことが規定されている。日本法では、民事訴訟法115条で既判力の主観的範囲を明示し、それ以外には既判力が及ばないと定めている、つまり、既判力の相対効の原則を定めているのに対し、ロシア法は、原則として既判力に絶対効があって、例外的に一定の者にはそれが及ばないことを定めているという評価も可能だろう。原則と例外が両国で逆転しているという点はきわめて重大な相違であるが、訴訟の当事者となっていなかった者に既判力が及ばないという点では共通しているように見える。ただ、4項は、確定判決の既判力が及ばない者の権利が侵害されることを想定している。既判力が及ばないのに権利が侵害されるとはどういうことか。

本件は控訴審が第2審となった事案であるが、控訴審ではなく破棄審が第2審となったケースに関する憲法裁判所の先例（2006年2月20日判決【裁判例②】<sup>13</sup>）がある。これによると、この問題について憲法裁判所は次のように判断している。

「告知を受けていない者の権利義務について裁判所が判断したときには、欧州人権条約6条という公正な裁判がなされたとは言えず、その者の侵害された権利を回復するために国内裁判所は効果的な措置を講じなければならない。これについては、ロシアに対して是正措置を求める欧州人権裁判所の判決も出ている。確かに、たとえ判決が確定したとしても、その既判力はこの判決に関与していなかった者には及ばず（民事訴訟法13条4項）、これらの者は別訴を起こして前訴で認定された事実や法律関係を争うことができる（同法61条2項、3項）。監督審で争うこともできる（同376条）。しかし、告知されなかった者が別訴を第1審として起こして争っても、また監督審で争っても、すでに確定した判決の執行を停止できず、裁判上の過ちの修正、判決により侵害された権利の保護には非常に長い時間がかかる」。

ここで、憲法裁判所は、判決の執行を停止できないことを権利侵害と考えている。ところで、長い時間の後であれ、確定判決が誤っていたことが明らかになれば判決の執行も無効だったことになり、権利を侵害された者も損害を回復できる可能性がある。しかし、ロシア法では、たとえ判決が取り消されたとしても、執行が効力を失わない場合が法定されている。例えば、民事訴訟法445条3項によると、控訴審、破棄審において扶養料支払い請求認容判決（民事訴訟法211条により判決確定前でも執行できる）が取り消された場合でも、原告が虚偽の証言をし、または虚偽の証拠を提出したことを理由とする取消しでない限り、すでになされた執行は効力を失わない。監督審において、賃金、知的財産権使用料、扶養料、生命健康侵害に対する損害賠償の支払い請求認容判決が取り消された場合でも、原告が虚偽の証言をし、または虚偽の証拠を提出したこと

を理由とする取消しでない限り、すでになされた執行は効力を失わない。また、そういった特定の場合に限らなくても、請求異議の訴えや第三者異議の訴えに相当する確定判決の執行力を争う訴えは、ロシア法にはそもそも存在しない。このように、本来判決効を持たない判決が判決効を持ったのと同じ情況が生じる場合がロシアにはある。日本では、判決効の及ばない者が控訴審で訴訟に参加することができる。判決効の話と控訴審で争えるかという話とは必ずしも連動しない<sup>14</sup>し、日本でも、補助参加や独立当事者参加が認められるには、訴訟の結果についての利害関係（日本民事訴訟法42条）や訴害防止・権利主張（同法47条1項）といった要件を充たす必要があり、限定的なケースでのみ参加が認められるに過ぎない。だが、そのような要件が充たされた場合には、日本では、判決効が及ばない者であっても、控訴審に参加して争うことができるのであるから、判決効が及ぶ危険のあるロシアで、控訴審での審理の機会を与えられることはもっと重要だということになる。

#### 4) 控訴申立権

2006年判決はこのようにも述べる。「全ての証拠調べを直接行って審理する第1審では、訴訟関係者лица, участвующие в деле<sup>15</sup>、つまり、訴訟の結果に利害関係を持つ者の確定を正しく行わなければならない<sup>16</sup>、事案の具体的事情を考慮して、法と裁判所の前の平等、当事者主義と当事者平等、その他の憲法上の原則に基づき、それらの訴訟関係者に対し、審理の日時場所について適時に呼出しを受ける権利、裁判に関与する権利、異議申し立てする権利、説明を受ける権利などの訴訟法上の権利を与えなければならない。告知を受けていない者の権利義務について第1審裁判所が判断したときには、破棄申立事由にかかわらず、破棄裁判所はこれを無条件に取り消さなければならないとする民事訴訟法364条2項4号の規定にもかかわらず、それら告知を受けていない者自身が判決取消しを求められないとすれば、裁判上の保護を受ける憲法上の権利の実現は妨げられ、民事裁判の憲法上の理念にも反し、裁判が有効な法的保護手段でなくなってしまう。従って、現行法を前提として憲法上の要請を実現するためには、第1審の裁判に関与した者は破棄申し立てできるとする民事訴訟法336条の規定は、これらの者が破棄申立てをしなかった場合に、これに関与しなかった者の破棄申し立て権を排除することを規定していないと解釈すべきである。そのように解釈すれば、この規定は憲法に違反していない」。

この先例を受けて、2010年4月21日判決は次のように結論づける。「控訴審と破棄審は、確定していない第1審判決の適法性と妥当性を審査するという点で似ている。判決が簡易裁判所裁判官によるものかそれ以外の裁判官によるものかを問わず、訴訟に関与しないまま自己の権利を第1審判決で侵害された者に、訴訟上平等の保障を与える必要がある。それゆえ、簡易裁判所の審理に関与していない者は、その判決により自己の権利義務が判断されたと考える場合には、控訴審に異議申し立てする権利を有する。これを認めないのであれば、憲法46条の定める裁判を受ける権利を侵害することになる。簡易裁判所判決に対する控訴審裁判と簡易裁判所以外の第1審判決に対する破棄審裁判とで上記の者に対する訴訟法上の保障が異なっているとすれば、それは憲法の定める法と裁判所の前での平等という原則に反する。しかし、前記2006年判決にもかかわらず、関係条文の改正は未だになされておらず、そのため、民事訴訟法320条の実務での解釈は、

憲法裁判所の判断とは異なった形でなされている。これは憲法裁判所判決の効力を無視するものである。このような状況下では、320条が憲法に反していないと言うことはできない。簡易裁判所裁判官の判決に対して当事者その他の訴訟関与者は控訴できるとする320条1項は、憲法19条（法の下での平等）、46条、47条（裁判を受ける権利）、123条2項（当事者主義および当事者平等）に反する」。

#### 5) 訴訟当事者ではあったが第1審で争う機会を奪われた者

次いで、訴訟当事者ではあったが第1審で争う機会を奪われた者の救済手段について、憲法裁判所は判断している。対象となった事件は、第3事件であるが、類似の事案に対する憲法裁判所の判決はすでに出ている。

例えば、1999年4月14日憲法裁判所判決【裁判例③】<sup>17</sup>では、解雇に対する復職請求訴訟2件が対象になり、いずれも、監督審において原審原告に期日を呼び出しすることなく判決が出されたことの違憲性が問われた。原審たる監督審裁判所は、ロシア共和国民事訴訟法（社会主義時代の旧法）<sup>18</sup> 325条1項を引用して、こう述べた。「訴訟に関与した者へ審理の場所と時間について通知することが必要かどうかの問題が生じるのは、裁判所が、裁判所のみが、その者の関与が目的に適っていると認めた場合であり、この問題の決定は、裁判所の権利であって義務ではない」。各原告は、この規定が、憲法19条1項（法と裁判所の前での平等）、123条3項（当事者主義と当事者平等）に反すると主張した。これについて、憲法裁判所判決は以下のように判示した。「監督審は、集められた証拠を評価する権限はなく、法的に意味のある事情を確定させたことの正当性を評価する権限もなく、下級審と異なった形で具体的事案における当事者の権利義務の範囲や相互関係を確定する権限もない。監督審が下級審による実体法および手続法の解釈適用が正当であったか否かのみを審査するのであれば、原則として、当事者を出頭させる必要はない。当事者は文書で主張することができる。当事者がいなくても司法的保護の権利を妨げない。しかし、監督審が、手続を中止し、差し戻さずに新たな判決を下して、下級審の判断と異なった形で当事者の権利義務の範囲を確定する場合（329条）には、監督審への当事者その他の訴訟関与者の出頭が必要になる。この場合に、裁判所で言い分を述べる権利を当事者等から奪うとすれば、それは司法的保護に対する憲法上の権利を著しく制限することになる。民事裁判に関するそのような保障となるのは、とりわけ、当事者主義と当事者平等の原則に基づく裁判に関する憲法123条3項の規定である。民事裁判における原則の1つである当事者主義と当事者平等の原則は、ロシア共和国民事訴訟法14条に定められ、民事裁判のあらゆる段階に適用される。監督審において当事者等に与えられる手続上の権利は、全ての証拠を直接に調査した上で本案判決を下す第1審と比べれば、その範囲は狭くなりうる。しかし、この場合の手続上の権利を定めるに際して、立法者は、法律と裁判の前の平等（19条1項）、権利と自由に対する司法的保護の保障（46条1項）、当事者主義と当事者平等の原則に基づく裁判（123条3項）といった憲法上の各規定を考慮しなければならない。つまり、監督手続においても、各当事者は、しかるべく平等な手続上の権利を有していなければならない。これらの要請にもかかわらず、ロシア共和国民事訴訟法325条1項は、監督審における審理の日時と場所を当事者全員にではなくその一部や一方当事者にだけ

通知することを許容している。まさにそれにより、審理に参加する権利、裁判を忌避する権利、監督審における審理に関わる申立てや申請をする権利、説明をする権利（ロシア共和国民事訴訟法328条1項、5項、295条、298条、300条、301条）を他方当事者から奪い取ることになる。これらの権利を、当事者の一部や一方当事者にだけ与えるということは、これらの者に他の当事者と比べて優先的な地位を認めるということであり、自分たちの立場を擁護し、監督審での審理に関連する全ての問題について意見を述べるための追加的な機会を与えるということであり、それは司法的保護を受ける権利に関する市民の平等を侵害するものである。これは検察官が審理に参加する場合にも当てはまる。ロシア共和国民事訴訟法29条によれば、検察官は、当事者と同じく、民事裁判において訴訟関与者に属し、監督審の特殊性を考慮した上で、さまざまな訴訟法上の権利を与えられている。これらの権利は、監督審において当事者が審理に関与していないときにも行使できる。それは民事裁判における平等の原則を侵害するものである。従って、ロシア共和国民事訴訟法325条1項は、監督審において、検察官を含む訴訟関与者の一部には審理について通知し、他の参加者には通知せずに、一部の訴訟関与者欠席のまま、平等の機会を与えずに審理することを可能にする点で、また、具体的事案において、審理での発言権を一部訴訟関与者に与えないままで下級審とは異なった形で当事者の権利義務を確定することを可能にする点で、ロシア憲法19条1項、46条1項、123条3項に反する。」ここでも、当事者主義の重点は、当事者が平等な立場で争えることに置かれている。

## 6) 改めて第1審で争えないか

裁判例③の趣旨から行くと、監督審でさえ、当事者に争う機会を与えないことは憲法違反とされるのだから、通常の審級で当事者に通知することなしに出された判決について、その当事者が異議申し立てできるのは当然であろう。裁判例①はこれを前提とした上で、第3事件、第4事件では、原審への差戻しができるかどうか論点となっているとし、以下のように判示する。

「現行民事訴訟法によれば、第1審で訴訟告知を受けなかったのに自己の権利義務について裁判所に判断された者および第1審で当事者となったが審理の日時・場所について通知されなかった者について、第2審たる控訴審裁判所は、破棄自判の裁判しかできない。そうすると、これらの者たちは、第2審でしか争うことができず、第1審で事件について自己の立場を主張し、証拠を提出し、異議を申し立てるなどの権利を奪われることになってしまう。彼らは、訴訟告知を受けた者や審理の日時・場所を適切に通知された者に比べて不平等な立場に置かれる。それは、自己の権利や法律上保護される利益を2つの審級で保護されるという訴訟法上の権利を制限することになり、当事者主義および当事者平等という憲法上の原則に反する。破棄審と違って、控訴審は、第2審でありながら、事実審として新たな事実を確定し新たな証拠調べができる（327条3項）が、この違いは、上記の者たちの訴訟法上の権利には反映させるべきでない。しかし、現行法では、同じ第2審である破棄審と控訴審とでは、訴訟関与者の権利に違いがある。控訴審は簡易裁判所に事件を差戻しできないのに対し、破棄審は第1審裁判所に事件を差戻すことができる（361条）。破棄審が差し戻した事案は再審理に付され、差し戻し後の第1審判決は、通常の手続きに従い、確定していない判決として上訴の対象になる。ところが、控訴審では第1審における訴訟

手続に基づいて審理が行われる（327条）にもかかわらず、第1審判決ではないから破棄審に上訴することはできず、控訴審判決は言渡しと同時に確定し、後は、監督審への異議申立てがあり得るだけになる。上記の者たちは、控訴審が破棄自判した判決について再審理を受ける権利など、当事者主義および当事者平等の原理が保障する権利を制限されてしまう。第1審の訴訟手続きに従って下された控訴審判決に誤りがあった場合に監督審ではなく通常の審級でのその再審理を許さない民事訴訟法327条、328条の規定は、第1審で訴訟告知を受けなかったのに自己の権利義務について裁判所に判断された者および第1審で当事者となったが審理の日時・場所について通知されなかった者が司法的保護を受ける憲法上の権利、法と裁判所の前での平等、当事者主義および当事者平等の原則を侵害するものであり、また欧州人権条約6条の定める公正な裁判を受ける権利にも違反している。」

## 7) 当事者平等の強調

この憲法裁判所判決が確認したのは、①第1審で告知されることなしに自己の権利義務について判断された者は、自己の権利や利益を守るために控訴という形を取って第2審で争えること、②これらの者に加えて、1審で当事者とはなっていたが審理の日時・場所について通知されなかった者は、第1審で争う機会を確保するために控訴審において原審破棄差戻しを求めることができること、である。第1の論点については、前述のように、日本では、第1審で告知がなかったからと言っても、参加を望む者が控訴審で争えないということではなく、この点ではロシア法と日本法とは異なる。日本では、第2審からの訴訟参加という形で争う機会が与えられる。もし、そのような機会が与えられなかったとしたら、参加を求める者の訴訟法上の権利を著しく制限するものだと判断されるだろう。日本でも、訴訟の開始から終了に至る訴訟追行上の両当事者の平等な地位が要求される点は同じである。しかし、この憲法裁判所判決でしばしば言及されているように、ロシア法においては、これが当事者主義の中心的な内容のひとつであると考えられている。第2の論点については、当事者が審理の日時・場所について通知（送達）されなかったのに判決言渡しがなされるなどという事態が日本で起きるとは考えづらいが、仮にそうになったらその判決は再審によって取り消されるか、再審の訴えに起こすまでもなく無効だということになるだろう。だが、それは、弁論主義、処分権主義といった当事者主義において日本で主に論じられている問題とは位置づけが異なっていると言えよう。

この憲法裁判所判決から読み取れるロシア法における当事者主義では、当事者に対し平等に争う機会を与えることに重点が置かれているようである。告知を受けずに自己の権利義務について判断された者や審理の日時・場所について通知されなかった当事者は、裁判所で原告ないし被告と平等に争う機会を奪われたが故に控訴審や差し戻し審において争う機会を保障される。それを正当化する原理の中に当事者主義も含まれるのである。日本では、当事者主義とは、訴訟の開始・終了、訴訟の対象について当事者が権限を持ち責任を負うという処分権主義、および、裁判所に対し当事者が証拠の収集・提出の責任を負うという弁論主義を主たる内容とする概念で、訴訟の主導権を裁判所に与える職権主義の対立概念である。ところが、本判決の理解する当事者主義には、職権主義の対立概念という性格付けが希薄である。本号の企画テーマである「当事者主義と

職権主義」の観点から見て、ここにロシア法の何らかの特徴があるか否かが興味を惹く。

## 8) 武器の平等

当事者の平等との関連で、検察官が相手方より有利な地位にあることを利用して民事訴訟を遂行することが当事者主義の観点から問題だとされた裁判例もある。ただし、下記の裁判例では、「武器の平等」という表現が使われているわけではない。

ロシア連邦最高裁判所民事部の1999年7月19日付け通達民事裁判実務概観にある事例【裁判例④】<sup>19</sup>は以下のようなものである。

検察庁から解雇された原告が、受給している年金額を、年金申請時の平均賃金ではなく解雇時にもらっていた最高額の賃金を元に算定するよう州検察局を訴えた。1審、2審は、この請求を認容。州検事は、州裁判所幹部会に対しこの判決の取消を求めてプロテストした。幹部会は、プロテストを認容して、原判決を取り消し、原告の請求を棄却する判決を下した。ロシア連邦最高裁判所副長官は、結論は変わらないものの、この州裁判所幹部会判決に対してプロテストを行い、各判決の取消しと原告の請求棄却を求めた。ロシア連邦最高裁判所民事部は、以下の理由でプロテストを認容した。

「ロシア連邦憲法123条3項とロシア共和国民事訴訟法14条は、民事裁判における当事者主義と当事者平等の原則を確認している。検察官が訴訟当事者となっている事件では、この原則により、監督機関としての検察庁に与えられている特別な権限を検察官が行使することは妨げられる。ことに、この事件では、検察官は、確定した判決に対して監督手続でプロテストをするという権利を行使することはできない。相手方にはそのような権利はないからである。検察官のプロテストを州裁判所幹部会が審理したのは、手続法上の権利の著しい侵害であり、それが原告の権利を侵害する違法な判決の言渡しに繋がった。それゆえ、州裁判所幹部会の判決は取り消される。ただし、監督審の対象となった1審、2審の各判決は、実体法に違反して下されたものとして、やはり取り消される」として、結局は、原審を破棄自判して、原告の請求を棄却した。

ここでも、当事者主義が、当事者間の武器の不平等を許さないという趣旨で理解されている。

同じように2002年3月14日ロシア連邦最高裁判所民事部判決【裁判例⑤】<sup>20</sup>でも、検察庁が当事者となった訴訟で検察官のみが有する異議申立権を行使することが当事者主義違反だとされた。この事案では、カバルディノ・バルカル共和国検察庁の違法な刑事責任追及によって損害を被った被害者が賠償額の算定が誤っているとして検察庁に異議申立てをし、訴えを起こした。裁判所はこの請求を認めたが、検察庁がこれに対しプロテストをし、このプロテストに基づき、監督審は、原判決を取り消して事件を第1審に差し戻した。この監督審判決の取消を求めてプロテストがなされた。ロシア連邦最高裁判所民事部は、以下の理由により、このプロテストは認容されるべきだと考えた。

「本件の検察庁は、一件書類から明らかなように、事件の当事者である。本件の審理の際のその権利義務は、ロシア共和国民事訴訟法30条に定められ、民事裁判における当事者の有する通常の手続法上の権利義務を超えることはできない。ロシア連邦憲法123条3項とロシア共和国民事訴訟法14条は、民事裁判における当事者と当事者平等の原則を確認している。この訴訟法上の原

則は、監督審を含む全ての段階の民事裁判に適用される。検察官が訴訟当事者となっている事件では、この原則により、監督機関としての検察庁に与えられている特別な権限を検察官が行使することは妨げられる。ことに、この事件では、検察官は、確定した判決に対して監督手続でプロテストをするという権利を行使することはできない。相手方にはそのような権利はないからである。従って、カバルディノ・バルカル共和国最高裁判所は、監督手続で共和国検事のプロテストを審理する根拠を持たない。手続上の権利に対するこの違反は重大なものであり、ロシア共和国民事訴訟法330条に従い、カバルディノ・バルカル共和国最高裁判所幹部会の判決は取り消すべきである。ただし、本件第1審判決は、実体法の適用を誤り、手続法に著しく違反しているので、これを取消し、改めて事件を第1審に差し戻す」。

ここで示された理由付けの基本的部分は、上記1999年7月19日の最高裁判所通達と全く同じであり、武器平等を重視した当事者主義理解であることが分かる。

ロシア法の当事者主義は、憲法においても民事訴訟法においても、当事者平等と対になって1つの条文で規律されている（ただし、経済訴訟法では、当事者主義と当事者平等とは並んだ2つの条文で規律している）。当事者平等とは別ということは、当事者主義自体は当事者平等とは必ずしも同じ内容のものではないという解釈も可能だが、両者を一括りにとらえて当事者主義と当事者平等とを緊密に関係させた概念として理解しているという解釈も可能である。本稿で紹介した裁判例も併せ検討するなら、後者の解釈の方が説得力があるだろう<sup>21</sup>。

## 2. 当事者主義と職権主義の関係

訴訟当事者の平等、武器平等を重視する立場を取った場合、裁判官がその平等を実現するために積極的に訴訟に介入するという考え方も成り立ちうる。当事者に平等の手続保障を与えるために、裁判所が職権的な訴訟指揮をするという発想である。（当事者平等に主眼を置く）当事者主義を実現するために職権主義を容認するという逆説的なアプローチである（職権主義的訴訟指揮とは異なるが、日本法における釈明の問題もこれに関連する）。

実際に、裁判例①の第4事件では、第1審で告知されずにその権利義務が判断された者について職権による告知を控訴審裁判所に認めていない点で同法43条1項がそれぞれ違憲の疑いがあるとして、憲法裁判所に照会がなされている。同項は、当該審級の裁判所が職権で訴訟告知することを認めている。

日本でも、裁判所の職権による訴訟告知が認められる場合がある。例えば、人事訴訟法15条1項は、利害関係人の訴訟参加として「検察官を被告とする人事訴訟において、訴訟の結果により相続権を害される第三者を当該人事訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、裁判所は、被告を補助させるため、決定で、その利害関係人を当該人事訴訟に参加させることができる」と定める。同じく、行政事件訴訟法22条1項は、第三者の訴訟参加として「裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、当事者若しくはその第三者の申立てにより又は職権で、決定をもって、その第三者を訴訟に参加させることができる」と定める。しかし、中立の立場に立つべき裁判所が第三者に対して争う機会を与える職権告知は、あくまでも人事訴訟や行

政訴訟という公益性の高い紛争について例外的に認められる措置であり、これを当事者主義実現のための方法と位置づけることはない。通常の民事訴訟において、裁判所が職権で告知することは、当事者主義に反するものとされるであろう。

これに対し、ロシアでは、そのような職権主義が通常の民事訴訟においても法定されているのである。裁判例①第4事件では、控訴審裁判所が本来第1審で職権告知すべきだった者に対し第2審で争う機会を与えるために告知することができないとして、現行法の違憲性が問われた。控訴裁判所自らがそのような職権告知が必要だと考えて憲法裁判所に照会したものである。現行法よりも職権告知の範囲を広げようという意欲が裁判所自身にあることが分かる。この事件では、民事訴訟法43条の合憲性が争われたが、憲法裁判所はこれを取り上げなかった。その理由は、「同条は、第1審のみを想定した規定であり、下級審を再検討する上級審には関わりなく、控訴審裁判所が同条を適用する可能性はない。本件において控訴審が提起した違憲審査請求は、〔控訴審が自ら具体的事件において適用する条文の違憲審査を求めるものではなく〕同条の内容および民事訴訟法中の位置から見ても、抽象的違憲審査を求めるものである。それは、ロシア連邦憲法125条および憲法裁判所法の許さないところであり、本件での憲法裁判所の審理対象とはなり得ない」というものである。従って、職権告知の範囲拡大に関する憲法裁判所の立場はこの判決からは明らかではないが、最新の民事訴訟法改正（2012年施行）によっても43条の職権告知については変更はなく、憲法レベルで当事者主義を導入したロシアの民事訴訟法にとって、このような職権主義的条項は当事者主義の障害だとは考えられていないようである。

ほかにロシアの現行民事訴訟法は、他人や不特定の人の権利、自由および法的利益を保護するために、第三者が自己の名で民事裁判を開始することができるという一般的規定（4条2項）を持ち、具体的には、労働関係、家族・親族関係、社会保障を含む社会的保護、国家・地方自治体の住宅ファンドにおける住宅権の保障、医療扶助を含む健康保護、環境権保護、教育の各分野における市民の権利を守るため、市民が自ら裁判所へ訴えを提起できる場合であっても、検察官が職権で訴えを提起でき（45条1項）、不特定の人または未成年者の法的利益を守るため、国家機関や市民は、当事者の要請がなくても自己の判断で裁判所に訴えを提起することができる（46条1項）。これらの規定は、訴えを提起するかどうかを原告に委ねるという処分権主義、すなわち当事者主義に反する規定である。証拠の収集・提出についても、裁判所は、当事者が援用しない事情であっても、その事情を審議し（56条2項）、必要な証拠の提出が困難な者に対し、その申立てにより、裁判所は証拠の収集および提出要請について助力を与える（57条1項）。現行ロシア民事訴訟法では、証拠の収集・提出は基本的に当事者の義務であって（56条1項）、社会主義時代のように裁判所が職権で証拠を収集するわけではないが、なお職権探知主義的規定が残っている。自白についても、社会主義時代のように自白がおおよそ裁判所を拘束しないという仕組みはなくなったものの、裁判所は、自白が実際の事情を隠すためになされたと考えられる根拠がある場合には、その自白を採用せず、その事情は一般原則に従って証明されることを要する（68条3項）という規定が存在する。これらは弁論主義のテーゼに必ずしも一致するものではなく、弁論主義という形を取った当事者主義とは反対の職権主義的な要素である。現在のロシアは社会主義と決別したとは言え、社会主義時代に支配的であった職権主義的要素がなお大きな影響力を維持し

ている（ただし、職権主義的要素は全般的には縮小する傾向にある）<sup>22</sup>。現職の裁判官の中にも、裁判が真実の発見を目指して活動する真実発見主義（これは職権主義につながる）と弁論主義とは相互に補足する関係にあると見ている者がなおいる<sup>23</sup>。ここに、現行ロシア法における当事者主義理解の特徴を見て取ることができる。

ただし、このように職権主義的な要素の強い民事訴訟法体系をロシア、あるいは社会主義に固有の特徴だと言い切るのは危険である。例えば、日本の民事訴訟法に大きな影響を与えたオーストリアでは、当事者が裁判所の釈明に応じず主張しない事実を裁判所が認定することも認められている<sup>24</sup>。また、日本法で理解されるような当事者主義が全ての国で採用されているわけではなく、民事訴訟の普遍的な「本質」とまでは言えないとされている<sup>25</sup>。

また、当事者主義の理解において、当事者平等こそもっとも重要だという見解は日本でも主張されている<sup>26</sup>。ただし、この立場によっても、当事者平等を実現するための裁判所の積極的介入の位置づけについては、民事訴訟の公共的使命ないしそれに基づく実体的真実発見主義と等式関係で直結させて理解すべきではないとされ<sup>27</sup>、ロシアの理解とは必ずしも同じではない。

## おわりに

本稿では、現在のロシア民事訴訟における当事者主義の内容をいくつかの裁判例を材料に検討し、当事者平等の実現に重点が置かれていることを確認した。そして、その当事者主義と職権主義とが両立しないとは必ずしも考えられていないことを条文や学説によってある程度裏付けた。

今後は、さらに、弁論主義や処分権主義についてロシアで具体的にどのように理解されているかを明らかにし、それと職権主義との関係を分析して、現在のロシアの民事訴訟が帝政ロシアや社会主義時代の民事訴訟とどのような関係にあるのか、ロシアの民事訴訟はどのような方向に進んでいくのかについて、研究を深めていきたい。

## 注

- (1) 原語により正確には、「法的効力を生じた判決」だが、ここでいう効力が法的効力であることは自明のことであるから、「法的」という形容詞を取って付す必要はない。また、ロシア語でも、「法的」という形容詞を付けずに単に「効力を生じた」と言うこともある。「効力を生じた判決」のほかに、「有効な判決」、「発効した判決」などという訳語もあり得る。ただし、日本民事訴訟法250条（判決の発効）も参照のこと。ここで「効力」とは、判決の自己拘束力を意味し、一旦言い渡した判決は、判決確定前でも原則として撤回できないことを意味する（不可撤回性の原則）。これは、ロシア法で言う「効力を生じた判決」とは意味が異なる。
- (2) ソ連時代からの流れで、ロシアでは「仲裁」裁判所 *арбитражные суды* と呼ばれているが、これは、当事者が第三者の判断に従うことを合意したうえでその合意に基づき紛争を解決する、という意味での仲裁を行う機関ではなく、仲裁裁判所という訳語は誤解を招く。その活動の実態は、商取引などの経済事

件と行政事件とを管轄とする特別裁判所である。「経済・行政裁判所」などと呼ぶのがより適切かもしれないが、中央アジア諸国で「経済裁判所」хозяйственные судыと呼ばれていることも考慮して、本稿では、「経済裁判所」の訳語を用いる。

- (3) ほかに、“окончательное решение”という表現もある。憲法裁判所判決の最後の部分に使われるもので、「この判決は、最終的でокончательно、異議申立てを許さず、言渡しにより直ちに確定する」と宣言される。ロシア語原語では、憲法裁判所判決も、言渡し後に直ちに「効力を生じ」る。ここでも、これは「確定」するという意味である。
- (4) 原語は、判決ないし裁判のобязательностьであり、このロシア語は、義務を生ぜしめることを意味する。判決の義務効、拘束力という訳語もあり得るが、本文に示したように、憲法裁判所の理解でもこれは「既判力」を意味する。ロシア民事訴訟法13条の主たる内容も、誰に対して判決の効力が及ぶかというものであり、日本で言えば既判力の主観的範囲の問題を扱っている。
- (5) C3 №19/2010 Ст. 2357.
- (6) 厳密には、治安判事が下した判決であるが、日本の読者にわかりやすいように治安判事を簡易裁判所裁判官と訳す。
- (7) 320条（控訴権）
  1. 簡易裁判所裁判官の判決に対しては、当事者その他の訴訟関与者は、簡易裁判所裁判官を通じて、しかるべき地区裁判所に控訴することができる。
  2. 簡易裁判所裁判官の判決に対しては、訴訟に参加した検察官は、控訴提案をすることができる。  
なお、この憲法裁判所判決が出た後に、320条に3項が追加され、訴訟告知を受けないまま自己の権利義務について判決を下された者も控訴することができることとなった。
- (8) 永久利用權право постоянного (бессрочного) пользованияは、民法268条に定められている土地に関する物権である。内容は異なるが、日本法の地上権を想定していただければ理解しやすい。日本の地上権と同様、永久利用権と所有権とは両立しうるのであるが、原告の土地所有権が認められると、永久利用権の前提となる国や地方公共団体の所有権が否定され、事実上自らの永久利用権を否定されることになるので、会社は控訴したものと思われる。
- (9) 328条（控訴審における裁判所の権限）

控訴審において裁判所は以下のことができる。

  - 1) 簡易裁判所裁判官の判決を維持し、控訴を棄却する。
  - 2) 簡易裁判所裁判官の判決を変更し、または取り消して、新たな判決を下す。
  - 3) 簡易裁判所裁判官の判決の全部または一部を取り消して、訴訟を終結させ、または訴えを却下する。  
なお、361条によると、同じ第2審でも、破棄審裁判所は、第1審への差戻しができる。
- (10) 327条（控訴審裁判所における審理）
  2. 控訴審裁判所における審理は、第1審における訴訟手続に基づいて行う。
- (11) 43条（補助参加）
  1. 紛争の対象について独立した請求をしない第三者は、訴訟当事者の一方に対する自らの権利義務に判決が影響を与える可能性のある場合には、第1審判決が言い渡されるまでは、原告または被告の側に立って訴訟に参加することができる。これらの第三者に対しては、訴訟参加者の申請によりまたは裁判所の

職権に基づき、訴訟告知することができる。紛争の対象について独立した請求をしない第三者は、当事者としての訴訟上の権利を享受し、義務を負う。ただし、請求の趣旨および原因の変更、請求額の増減、請求の放棄、請求の認諾または和解合意を行う権利、反訴を提起する権利、判決の強制執行を求める権利は除く。

なお、この問題に関連する中国法の状況について、武鴻雁「中国民事裁判における独立した請求権のない第三者の訴訟参加（1～3完）」『北大法学論集』61巻3～5号が詳細に検討している。その3号273頁以下に旧ソ連法の状況が紹介・検討されている。

- (12) 経済事件の場合、法律審たる第3審の破棄審と異なり、控訴審は事実審の要素を持つが、控訴審においては、控訴人が、本人に責任のない正当な理由によって第一審において提出することが不可能であったことを立証しない限り、追加的証拠は受理されない（経済訴訟法268条2項）（小森田秋夫編『現代ロシア法』、東京大学出版会・2003、149-150頁、小森田執筆参照）。同様の規定は、事実審としての控訴審を通常裁判所においても導入した2012年改正民事訴訟法327.1条にも規定された。また、2012年改正法以前においては、破棄審は、簡易裁判所判決以外の第1審判決の上級審であった（336～375条）。
- (13) C3 №10/2006 Cr. 1145. なお、当時の民事訴訟法の規定によれば、簡易裁判所に対する第2審は控訴審、簡易裁判所以外の裁判所の第2審は破棄審とされていた。
- (14) 第三者に判決効が及ぶ場合には、一般的には第三者の訴訟関与の必要性が高まると言えるが、補助参加の利益は判決効が及ぶ場合には限られないし、また、判決効が及べばそれだけで参加の利益が肯定されるものでもない。その意味では、補助参加の利益は、判決の効力が参加申出人に及ぶかどうかとは直接の関係を有しない（『注釈民事訴訟法2』有斐閣・1992、110頁）。
- (15) 34条（訴訟関与者の構成）によると、訴訟関与者とは、当事者、第三者、検察官、他人の権利、自由および法的利益を保護するために訴えを提起する者、…人事訴訟および行政訴訟における申立人その他の利害関係人をいう。「訴訟参加者」という訳語もあり得るが、そうすると日本民事訴訟法でいう訴訟参加をする者に限定されたニュアンスになってしまうので、ここでは、こなれない表現だが、訴訟関与者と訳した。当事者、訴訟参加人以外にも自ら原告となり得る検察官、社会团体などを含む広い概念である。
- (16) この記述を見ると、第1審において裁判所が後に控訴審において異議申立をしそうな者に職権で告知をして関係しうる訴訟関与者全員を訴訟に引き込む義務を負うようにも読めるが、ここではそこまでは述べていない。なお、すでに述べたとおり、ロシア民事訴訟法43条は、裁判所の職権による訴訟告知が可能であることを定める。
- (17) C3 №16/1999 Cr. 2080. 本件については、杉浦一孝「ロシアにおける民事監督審制度と憲法裁判所」『名古屋大學法政論集』225号（2008）402頁以下参照。
- (18) 本件は、現行民事訴訟法制定以前の事件であるため、旧法が適用されている。ただし、その旧法も改正され、社会主義時代にはなかった当事者主義および当事者平等の規定が1995年に導入された。
- (19) Е. П. Данилов, “Гражданский процессуальный кодекс РФ : Комментарий”, 2-е изд., М. 2004. Ст. 44.
- (20) <[http://www.lawrussia.ru/texts/legal\\_648/doc648a546x707.htm](http://www.lawrussia.ru/texts/legal_648/doc648a546x707.htm)>
- (21) 当事者主義と訳しているロシア語の**состязательность**は、**состязание**から派生した抽象名詞である。**состязание**には論争や弁論のほか、競争とか、スポーツの試合、という意味もある。「当事者」という意

味は本来はない。つまり、ロシア法の当事者主義は、「当事者」よりも「弁論」、「試合」というニュアンスを強く持っている。その点を考えると、*состязательность*を、当事者主義ではなく弁論主義と訳すことも可能である。しかし、*состязательность*は、糾問訴訟の対立概念として発展したものであり、裁判官が中立だという点に主眼がある。つまり、職権主義の対立概念である。日本の学界でも、このロシア語は伝統的に当事者主義と訳されてきた。そのため、本稿では、当事者主義の訳語を用いる。さらに、旧ソ連時代から、この当事者主義においては当事者の平等が重視されていた（刑事訴訟についての指摘だが、藤田勇『概説ソビエト法』東京大学出版会・1986、311頁）ので、その点では、現行法の構造はロシアの伝統を引き継いでいると言える。

- (22) ロシアの民事訴訟における職権主義的要素の縮小傾向については、前掲書『現代ロシア法』150頁以下（小森田執筆）参照。
- (23) 例えば、経済裁判所裁判官のシュミーロヴァによれば、「当事者主義と客観的真実〔真実発見主義〕の両原則はお互いを補足するものとなる。事案に関する真実の確定と公正かつ適時の判決言渡しとは、法適用実務の主体たる裁判所の活動にとって基本的な使命の1つである。客観的真実原則は、正義、すなわち裁判所の判断が事実に一致していることを目指して活動する裁判所の概念自体の中に存在している」という（Л.Ф.Шумилова, Принципы состязательности и объективной истины как фундаментальные начала правоприменительной практики, “Журнал российского права”, 2005. № 11. Ст. 58.）。
- (24) 小林秀之・原強『民事訴訟法』（弘文堂・2011）115頁。
- (25) 弁論主義について、高橋宏志『重点講義 民事訴訟法（上）』第2版（有斐閣・2011）405頁。
- (26) 上田徹一郎『当事者平等原則の展開』（有斐閣・1997）
- (27) 上田、前掲書、30頁。